

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料10-5-16
提出年月日	令和5年5月11日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-14, 16	記載表現の統一のため、以下の記載を追記する。(下線部の追記) 「・荷揚場シルトフェンス」自主対策設備理由説明の以下の下線部を追記した。 荷揚場シルトフェンスを設置するためには、最短でも360分程度要するが、放射性物質の海洋への拡散抑制及び放出量の低減を図る手段として有効である。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-17, 18	以下の記載表現を修正する。(下線部の駆除) 「・大規模火災用消防自動車」の自主設備の理由を修正する。 修正前) 「要員を確保してからの対応手段となるため、初期対応として使用できない場合があるものの、健全であれば航空機燃料の飛散による・・・」 修正後) 「要員を確保してからの対応手段となるため、初期対応として使用できない場合があるものの、航空機燃料の飛散による・・・」	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-18, 29, 70, 71, 98	技術的能力1.0の要員の名称変更により、以下の記載を修正する。 要員名称の変更のみであり、対応要員する要員自体は変更はない。 修正前) <u>土木建築工作班員</u> 修正誤) <u>復旧班員</u>	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-22	記載表現の統一のため、以下の記載を修正する。(下線部の修正) 1.12.2.1(1)a.(c)操作の成立性のガンマカメラ及びサーモカメラの活用に関する記載 修正前) 「なお、 <u>原子炉建屋への放水</u> に当たっては、原子炉格納容器及びアニュラス部から漏れいする・・・。」 修正誤) 「なお、 <u>原子炉格納容器及びアニュラス部への放水</u> に当たっては、原子炉格納容器及びアニュラス部から漏れいする・・・。」	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-23, 39	記載表現の統一のため、以下の記載を修正する。(下線部の修正) (a)の1パラグラフ目の記載を修正する。 修正前) 「 <u>放水設備(大気への拡散抑制設備)</u> による大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合において、・・・。」 修正後) 「 <u>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲</u> による大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合において、・・・。」	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-23, 39	以下の記載表現を統一する。 (b)の図表番号の記載を修正する。(「-」→「.」に修正) 誤) 「第1.12-4図」及び「第1.12-5図」 正) 「第1.12.4図」及び「第1.12.5図」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-23	以下の記載表現を統一する。 (b) 2, 3行目、「手順の概要図」は記載統一のため「手順の」を削除する。 誤) 「手順の概要図」 正) 「概要図」	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-25	図表の参照先番号の誤記を修正する。 「ii. 操作手順」3, 4行目の図表番号を修正 (下線部を修正) 誤) 「第1.12.4図」及び「第1.12.5図」 正) 「第1.12.6図」及び「第1.12.7図」	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-26	添付資料の参照先番号の誤記を修正する。 「iii. 操作の成立性」最終行の添付資料番号を修正 (下線部を修正) 誤) 「(添付資料1.12.9, 1.12.18)」 正) 「(添付資料1.12.9, 1.12.19)」	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-27	記載統一のため以下の記載を追記する。(下線部を追記) 「(b) 荷揚場シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制」1行目の以下の記載を追記する。 修正前) 「炉心の著しい損傷, 原子炉格納容器及びアニュラス部の破損に至った場合, 原子炉格納容器及びアニュラス部から」 修正後) 「炉心の著しい損傷, 原子炉格納容器及びアニュラス部の破損に至った場合において, 原子炉格納容器及びアニュラス部から」	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-27	図表の参照先番号の誤記を修正する。 「ii. 操作手順」3, 4行目の図表番号を修正 (下線部を修正) 誤) 「第1.12.4図」及び「第1.12.6図」 正) 「第1.12.6図」及び「第1.12.7図」	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-28, 42	記載表現統一のため以下の記載を修正した。(下線部を修正) 「b. 海洋への拡散抑制設備 (放射性物質吸着剤) による海洋への放射性物質の拡散抑制」の1パラグラフ2行目及び2パラグラフ1行目の記載を修正 修正前) 「炉心の著しい損傷, 原子炉格納容器及びアニュラス部の破損に至った場合, 原子炉格納容器及びアニュラス部から」 修正後) 「炉心の著しい損傷, 原子炉格納容器及びアニュラス部の破損に至った場合において, 原子炉格納容器及びアニュラス部から」 修正前) 「雨水等の排水経路の集水桝である合計3箇所に放射性物質吸着剤を設置することにより, 海洋への・・・。」 修正後) 「構内排水設備の集水桝の合計3箇所に放射性物質吸着剤を設置することにより, 海洋への・・・。」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-28, 29	以下の誤記を修正する。 「(a) 手順着手の判断基準」2行目の誤記を修正(下線部を削除) 修正前) 「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制の手順着手を判断した場合・・・」 修正後) 「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制の手順着手を判断した場合・・・」	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-29	図表の参照先番号の誤記を修正する。 「(b) 操作手順」3, 4行目の図表番号を修正(下線部を修正) 誤) 「第1.12.4図」及び「第1.12.6図」 正) 「第1.12.6図」及び「第1.12.8図」	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-30	図表の参照先番号の誤記を修正する。 「c. 重大事故等時の対応手段の選択」6行目の図表番号を修正(下線部を修正) 誤) 「・・・手順の流れを第1.12.7図に示す。」 正) 「・・・手順の流れを第1.12.9図に示す。」	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-31, 32	操作の成立性の記載内容の内、要員名称、要員数、作業時間の記載内容を最新化する。また、記載表現も統一する。(他条文記載内容の更新に伴う反映) <修正内容>下線部の修正を実施。 1.12.2.2使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1) a. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制 (c) 操作の成立性 旧) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制操作は、 <u>運転員(中央制御室)1名、災害対策要員7名及び運転班員1名</u> にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイン開始まで120分以内で可能である。 新) 上記の現場の操作は、 <u>災害対策要員7名及び災害対策要員(支援)1名</u> にて作業を実施し、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイン開始まで150分以内で可能である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-33	操作の成立性の記載内容の内、要員名称、要員数、作業時間の記載内容を最新化する。また、記載表現も統一する。(他条文記載内容の更新に伴う反映) <修正内容>下線部の修正を実施。 1.12.2.2使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1)b. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる大気への放射性物質の拡散抑制 (c)操作の成立性 旧) 上記の操作は、 <u>運転員(中央制御室)1名、災害対策要員3名</u> により作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで120分以内で可能である。 新) 上記の現場の操作は、 <u>災害対策要員7名及び災害対策要員(支援)1名</u> により作業を実施し、作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで110分以内で可能である。	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-34	操作の成立性の記載内容の内、要員名称、要員数、作業時間の記載内容を最新化する。また、記載表現も統一する。(他条文記載内容の更新に伴う反映) <修正内容>下線部の修正を実施。 1.12.2.2使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1)c. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる大気への放射性物質の拡散抑制 (c)操作の成立性 旧) 上記の操作は、 <u>運転員(中央制御室)1名、災害対策要員7名及び運転班員1名</u> により作業を実施した場合、作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで120分以内で可能である。 新) 上記の現場の操作は、 <u>災害対策要員7名及び災害対策要員(支援)1名</u> により作業を実施し、作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで150分以内で可能である。	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-36 1.12-20, 93	1.12.2.2(1)d. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制(b)操作手順⑥及び⑧の記載を適正化する。 3行目「破損口部」は、前ページでは「破損箇所」、次ページでは「破損口等」としているが、女川審査実績を反映し「破損口等」に記載を修正する。 なお、「破損口等」の「等」は、原子炉格納容器及びアニュラス部、燃料取扱棟の破口の特定ができない場合の、原子炉格納容器頂部等への放水を想定し「等」を付けた記載表現とする。 その他、関連した記載箇所についても同様に修正する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-36	記載表現の統一のため以下の記載を追記する。(下線部を追記) (c)操作の成立性の追記。(女川審査実績の反映) 修正前) 「上記(b)の現場の操作は、災害対策要員6名にて実施し、所要時間は280分以内で大気への・・・」 修正後) 「上記(b)の現場の操作は、災害対策要員6名にて実施し、所要時間は、 <u>手順着手から</u> 280分以内で大気への・・・」	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-37	以下の記載を追記修正する。(下線部を追記) 3パラグラフ目の記載の追記修正。 誤) 「可搬型大容量海水送水ポンプ車からのホースの接続は・・・」 正) 「可搬型大容量海水送水ポンプ車からの <u>可搬型</u> ホースの接続は・・・」	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-37	以下の記載を修正する。 6パラグラフの1行目の記載整合及び4行目の誤記の修正。(下線部を修正) 誤) 「発電所対策本部長からの・・・」 正) 「発電所対策本部からの・・・」 誤) 「・・・放射性物質の拡散抑制の実施指示から40分で放水・・・」 正) 「・・・放射性物質の拡散抑制の実施指示から <u>5</u> 分で放水・・・」	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-37, 38	1.12.2.2 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1) d. (c)操作の成立性の文中に、以下の記載を追記修正する。本内容は、原子炉格納容器及びアニュラス部の損傷の際の手順等の文中にもある記載であり、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順等でも共通して使用するガンマカメラ及びサーモカメラの使用に関する説明である。 <追記修正内容>：以下の記載表現は女川2号炉と同様 「なお、燃料取扱棟(使用済燃料ピット内の燃料体等)への放水に当たっては、燃料取扱棟(使用済燃料ピット内の燃料体等)から漏えいする放射性物質や熱を検出する手段として、必要に応じてガンマカメラ又はサーモカメラを活用する。燃料取扱棟の破損箇所や放射性物質の放出箇所が確認できない場合は、燃料取扱棟(使用済燃料ピット内の燃料体等)の中心に向けて放水する。」	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-42	以下の記載表現を統一のため修正する。(下線部を修正) 「b. 海洋への拡散抑制設備(放射性物質吸着剤)による海洋への放射性物質の拡散抑制」の2, 4及び5行目を修正 修正前) 「 <u>原子炉建屋</u> 」 修正後) 「 <u>燃料取扱棟(使用済燃料ピット内の燃料体等)</u> 」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-43	以下の記載を追記する。(下線部を追記) 「(3) 重大事故等時の対応手段の選択」の4行目に以下を追記(大飯審査実績の反映) 修正前) 「おそれがある場合は、可搬型スプレインゾルよりも・・・」 修正後) 「おそれがある場合は、 <u>可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルよりも・・・</u> 」	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-45, 48, 51, 54	以下の記載を修正する。(下線部を修正) 「(c) 操作の成立性」の3行目を修正(女川及び大飯審査実績の反映) 修正前) 「・・・初期消火開始まで手順着手から <u>いずれの水源を利用しても20分以内で対応することとしている。</u> 」 修正後) 「・・・初期消火開始まで、 <u>いずれの水源を使用しても手順着手から20分以内で対応することとしている。</u> 」	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-46	添付資料の参照先番号の誤記を修正する。 「(c) 操作の成立性」最終行の添付資料番号を修正(下線部を削除) 誤) 「(添付資料 <u>1.12.11</u> , 1.12.12, 1.12.16)」 正) 「(添付資料1.12.12, 1.12.16)」	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-52	図表の参照先番号の誤記を修正する。 「(b) 操作手順」3, 4行目の図表番号修正(下線部を修正) 誤) 「第1.12. <u>15</u> 図」, 「第1.12. <u>16</u> 図」及び「第1.12. <u>17</u> 図」 正) 「第1.12. <u>17</u> 図」, 「第1.12. <u>18</u> 図」及び「第1.12. <u>19</u> 図」	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-54	添付資料の参照先番号の誤記を修正する。 「(c) 操作の成立性」最終行の添付資料番号を修正(下線部を修正) 誤) 「(添付資料1.12. <u>14</u> , 1.12. <u>15</u> , 1.12. <u>16</u>)」 正) 「(添付資料1.12. <u>15</u> , 1.12. <u>16</u> , 1.12. <u>17</u>)」	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-59, 63	監視計器一覧の項目の記載を他項目と統一して修正する。 「b. 海洋への拡散抑制設備(放射性物質吸着剤)による海洋への放射性物質の拡散抑制」の項目が上段の「a.」に含まれるような項目分けであるため、「b.」の上に「(2)海洋への放射性物質の拡散抑制」の項目を追加し、他項目と整合を図った。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-66, 81 1.12-87, 89, 90, 111	作業内容の見直しに伴い、以下の手順の作業時間を見直しする。(下線部参照) また、添付資料1.12.4「放射性物質拡散抑制手順の作業時間について」も同様に見直しする。 「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水泡による大気への放射性物質の拡散抑制」 ・タイムチャートの移動時間及びホース敷設時間の見直し ・作業時間(訓練実績等)の見直し 見直し前)作業時間(訓練実績等): <u>200</u> 分 見直し後)作業時間(訓練実績等): <u>220</u> 分 「可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水泡及び泡混合設備による泡消火」 ・タイムチャートの移動時間及びホース敷設時間の見直し ・作業時間(訓練実績等)の見直し 見直し前)作業時間(訓練実績等): <u>250</u> 分 見直し後)作業時間(訓練実績等): <u>275</u> 分 「添付資料1.12.4「放射性物質拡散抑制手順の作業時間について」」 ・「第1表 個別作業の概要及び想定時間」の個別時間及び移動距離の見直し ・距離数の記載に「,」を追加	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-67, 82, 91	「第1.12.3図 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制 ホース敷設ルート及び放水砲の設置位置図」の放水砲までの可搬型ホース敷設ルートを適正化した。当初からの放水砲設置箇所やホース敷設ルートの変更は無く、設置位置図上の適正化のみ実施した。	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-68	「第1.12.4図 ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み 概要図」に本文と整合させるため原子炉建屋内に「燃料取扱棟」の記載を追加した。	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-69, 119, 121	マスキング対象図面の整理により、【海洋への拡散抑制設備 設置位置図】のマスキングを対象外とする。	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-69, 121	「第1.12.6図 海洋への拡散抑制設備 設置位置図」の凡例2つ目の記載を以下のとおり修正した。 修正前) 「構内排水設備(シルトフェンス及び放射性物質吸着剤設置箇所)※1」 修正後) 「構内排水設備(集水桟シルトフェンス及び放射性物質吸着剤設置箇所)※1」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-73, 78	記載表現の統一のため以下の記載を追記する。(下線部を追記) 「第1.12.11図 化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火 タイムチャート」の「※1」の3行目の設備名称の修正 修正前) 資機材運搬車両 修正後) 資機材運搬車両(泡消火薬剤)	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-87 1.12-111	以下の可搬型ホースの敷設箇所の記載が不足しているため修正する。 可搬型ホース敷設箇所の表は全ホース敷設ルートを記載するため以下の情報を追記する。不要となる情報は削除する。 <修正内容> ・敷設ルートに「海水取水箇所(3号炉取水ピットスクリーン室)～放水砲設置場所(T.P.10mタービン建屋西側)」を追加し、以下の情報を追加する。 ①敷設長さ:約350m×2系統 ②ホース口径:300A ③本数:約7本×2系統 ④表タイトルの「(原子炉建屋東側に放水砲を設置する場合)」は削除する	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-87	「3. 必要要員数及び作業時間」の以下の修正を実施する。(下線部を修正) 修正前) 作業時間(訓練実績等):200分(現場移動,放射線防護具着用時間を含む) 修正後) 作業時間(訓練実績等):200分(現場移動,放射線防護具着用時間を含む)	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-87 1.12-111	以下の可搬型ホース敷設長さに対する、可搬型ホース本数の誤記を修正する。 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制の可搬型ホース敷設箇所の表の「海水取水箇所(3号炉取水ピットスクリーン室)～放水砲設置場所(T.P.10m原子炉建屋東側)」の以下、下線部の誤記を修正する。 <追記内容> 本数 誤)約9本×2系統 正)約8本×2系統	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-88	添付資料1.12.3「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」の現場写真の情報に他条文と統一して「(屋外T.P.10.3m)」を追記する。また、現場写真の情報で以下の修正を実施する。(下線部を修正。) 修正前) 可搬型ホース(300A)接続口 修正後) 可搬型ホース(300A)接続 修正前) ホース延長・回収車による可搬型ホース敷設 修正後) ホース延長・回収車(放水砲用)による可搬型ホース敷設	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-89	以下の誤記を訂正する。 「添付資料1.12.4 放射性物質拡散抑制手順の作業時間について」の第1図の誤記を訂正する。(下線部について修正) 誤) 第1図 <u>海水取水場所と放水砲設置箇所間のホース敷設ルート</u> 正) 第1図 <u>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質拡散の抑制手順</u> タイムチャート	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-93	以下を追記修正する。 添付資料中の図表の名称を上段の文書と記載統一をする。(下線部を修正) 修正前) 「第1図 直状放射による放水」, 「第2図 直状放射による放水状況」 修正後) 「第1図 直線状放射による放水」, 「第2図 直線状放射による放水状況」	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-95	以下の誤記を修正する。 「2. 作業場所」の記載の修正。(下線部を修正) 誤) 屋外T.P.10.3m, T.P.31.0m 正) 屋外T.P.10.3m, T.P.33.1m	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-95	「添付資料1.12.8 ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み」の記載表現を修正する。 「4. 操作の成立性」, 「作業環境」下から2行の記載表現を修正。(下線部を修正) 修正前) 「なお、冬季間の屋外作業では防寒服等の着用が必要となるが、夏季と冬季での作業時間に相違がないことを訓練実績等で確認している。」 修正後) 「なお、冬季間の屋外作業では防寒服等の着用が必要となるが、他の作業における訓練実績等から、夏季と冬季での作業時間に相違がないものと判断できる。」	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-97	以下の誤記を修正する。 「2. 作業場所」の記載の修正。(下線部を修正) また、現場写真に「(屋外T.P.3.0m)」を追記する。 誤) 屋外T.P.10.3m 正) 屋外T.P.3.0m	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-103, 105, 107	以下の記載を修正する。(下線部を修正) 「4. 操作の成立性」の「作業性」5行目の記載の適正化をする。 誤) 「また、可搬型ホースはカプラ等により容易かつ確実に・・・」 正) 「また、可搬型ホースの接続は結合金具により容易かつ確実に・・・」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-103, 104	以下の誤記を修正する。(下線を修正) 「2. 作業場所」及び現場写真の記載の修正。 また、現場写真の記載情報を他条文と統一した修正を実施する。 誤) 屋外T.P. <u>31.0m</u> 正) 屋外T.P. <u>33.1m</u> 修正前) 可搬型ホース(150A)接続口 修正後) 可搬型ホース(150A)接続前 修正前) ホース延長・回収車による可搬型ホース敷設 修正後) ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-105, 106	以下の誤記を修正する。(下線を修正) 「2. 作業場所」及び現場写真の記載の修正。 また、現場写真の記載情報を他条文と統一した修正を実施する。 誤) 屋外T.P. <u>31.0m</u> 正) 屋外T.P. <u>33.1m</u> 修正前) 可搬型ホース(150A)接続口 修正後) 可搬型ホース(150A)接続前 修正前) ホース延長・回収車による可搬型ホース敷設 修正後) ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-107, 108	以下の誤記を修正する。(下線を修正) 「2. 作業場所」及び現場写真の記載の修正。 また、現場写真の記載情報を他条文と統一した修正を実施する。 誤) 屋外T.P. <u>31.0m</u> 正) 屋外T.P. <u>33.1m</u> 誤) 屋外T.P. <u>10m</u> 正) 屋外T.P. <u>10.3m</u> 修正前) 可搬型ホース(150A)接続口 修正後) 可搬型ホース(150A)接続前 修正前) ホース延長・回収車による可搬型ホース敷設 修正後) ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-109	以下の誤記を修正する。 「2. 作業場所」の記載の修正。(下線を修正) 誤) 屋外T.P. <u>31.0m</u> 正) 屋外T.P. <u>33.1m</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-109, 110	以下の記載を修正する。(下線を修正) 「4. 操作の成立性」の「作業性」3行目の記載の適正化をする。 誤) 「消防ホースは、人力で運搬・敷設が可能な仕様であり、 カブラ等により容易かつ確実に接続できる。」 正) 「消防ホースは、人力で運搬・敷設が可能な仕様であり、 接続はワンタッチ式により容易かつ確実に接続できる。」	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-110	以下の誤記を修正する。 「2. 作業場所」の記載の修正。(下線を修正) 誤) 屋外T.P. <u>31.0m</u> 正) 屋外T.P. <u>33.1m</u>	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-112	添付資料1.12.15「可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火」の現場写真の情報に他条文と統一して 「(屋外T.P.10.3m)」を追記する。また、以下の修正を実施する。(下線を修正。) 修正前) 可搬型ホース (300A) 接続口 修正後) 可搬型ホース (300A) 接続 修正前) ホース延長・回収車による可搬型ホース敷設 修正後) ホース延長・回収車(放水砲用)による可搬型ホース敷設	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-118	添付資料1.12.17「放水設備における泡消火薬剤の設定根拠について」の本文と最後段の表中の単位を整合する。 <修正箇所> 本文下から2行目の「放射できる量 (4.0m ³)」の記載に対して、その下の表では「4,000ℓ」と、単位換算しないとわからないため、本文を以下のとおりとする。 修正前) 「・・・約20分間放射できる量 (4.0m ³) を保有している。」 修正後) 「・・・約20分間放射できる量として4,000L (4.0m ³) を保有している。」	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-118	添付資料1.12.17「放水設備における泡消火薬剤の設定根拠について」の最後段の表中の単位を修正する。 ・表中の「ℓ」は「L」に修正	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.6.0)	1.12-123	機密情報に関する記載の以下の記載を追記修正する。 <追記修正> [] : 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません	